平成２８年（フ）第３１８号
愛知県安城市箕輪町唐生155番地１
破産者　有限会社エムエヌエバーコーポレーション
１　決定年月日　平成29年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
香川県三豊市詫間町松崎432番地１
破産者　田尾建設株式会社
１　決定年月日　平成29年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第３５号
大分県日田市隈２丁目２番34号
破産者　合名会社占野服地店
１　決定年月日　平成29年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第３４２号
千葉県八千代市大和田新田486番地37
破産者　有限会社大洋
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９５号
千葉県市川市南大野１丁目38番２号
破産者　坂田　　司
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７３号
千葉県市川市南八幡５丁目13番10号キサラギハイム２Ｆ－201
破産者　有限会社アクセス・ジャパン
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２６号
千葉市美浜区幸町２丁目11番５棟406号
破産者　鈴木　健二
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２９号
千葉市花見川区検見川町２丁目586番地１
ホテルスプリングス幕張寮403号
破産者　齋藤　　寛
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５８号
千葉市若葉区坂月町221番地50
破産者　伊藤　香代（旧姓木村・森川）
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８０号
千葉県浦安市北栄３丁目35番29―205号
コーポやますず
破産者　橋本　拓明
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
長崎県佐世保市木宮町２番27号
破産者　有限会社インターミックス
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５００号
埼玉県川口市道合1312番地８号
破産者　株式会社エーアールジー
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４８号
千葉市中央区亀岡町５番18号　コーポニトー105号
破産者　谷　　浩一
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６４号
千葉県市川市行徳駅前２丁目10番16―207号（パークイシケンハイツ）
破産者　三浦　龍吉
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０１号
千葉県流山市市野谷430番地（運Ａ86街区４－２）102
破産者　小棚木秀男
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３２号
千葉県船橋市前原西１丁目34番７号
破産者　吉田　京史
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１７号
静岡市駿河区新川２丁目５番39号
破産者　有限会社アーク・カンパニー
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１９５号
大阪市中央区南本町２丁目１番８号
破産者　株式会社セブンセンシズ
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５７号
大阪市中央区内本町２丁目２番14号
破産者　有限会社Ｔ．Ｊ．ローズガーデン
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３号
大阪府泉南市男里３丁目10番19号
破産者　有限会社山久
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
群馬県前橋市敷島町240番地の25
破産者　立見総工株式会社
１　決定年月日　平成29年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８５号
群馬県高崎市大沢町246番地３
破産者　株式会社ケン・インターナショナル・ジャパン
１　決定年月日　平成29年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係